

# 千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例 (家きん国内 35 例目) に係る野鳥監視重点区域の解除について

<千葉県同時発表>

令和3年3月22日(月)

千葉県いすみ市の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例(家きん国内 35 例目)の発生を受け、1月11日(月)に野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視の強化をしてきたところですが、その後、当該区域内において野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、3月19日(金)24時に当該区域を解除しました。

## 1. 経緯

- 1月10日(日) ・千葉県が、死亡鶏が増加した旨の通報を受け、当該農場への立入検査を実施  
・当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し、陽性
- 1月11日(月) ・当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認  
・発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化<sup>※1</sup>
- 2月17日(水) ・防疫措置完了
- 3月19日(金) 24時 ・野鳥において異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域を解除<sup>※2</sup>

※1 家きん35例目の発生を受けて指定した野鳥監視重点区域は、千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例(家きん32例目)を受けて指定した野鳥監視重点区域と大部分が重複しており、同区域では千葉県が野鳥緊急調査を令和2年12月25~27日に実施するとともに、その後も本事例に基づく野鳥監視重点区域も含め、継続して野鳥の監視を継続しました。

※2 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として30日目の24時に解除することとしています。  
- 野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする  
- 家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする  
- 環境試料(糞便、水等)の場合は、採取日の次の日を1日目とする

## 2. 対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、引き続き最高レベルとなる「対応レベル3」とし、全国での野鳥の監視強化を継続します。

### 【参考情報】

環境省は、ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。  
([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))

環境省自然環境局野生生物課  
鳥獣保護管理室  
直通 03-5521-8285  
代表 03-3581-3351  
室長 川越 久史 (内線 6470)  
企画官 立田 理一郎 (内線 6465)  
係長 中山 裕貴 (内線 6474)  
担当 宮澤 結有 (内線 6477)